



Title	第4章 友情結婚と性愛規範：日本における仲介事業者の調査から
Author(s)	久保田, 裕之
Citation	フェミニズム・ジェンダー研究の挑戦：オルタナティブな社会の構想. 2022, p. 44-58
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/88598
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

友情結婚と性愛規範

——日本における仲介事業者の調査から——

久保田 裕 之

(日本大学文理学部社会学科教授)

第4章 友情結婚と性愛規範

——日本における仲介事業者の調査から——

久保田 裕之

1. はじめに：性愛の制度としての結婚

近年、同性婚など同性カップルに対する法的保護が、欧米からアジア各国へと広がりつつある。たとえば、欧州での同性カップルに対する法的保護は、1990年代までの異性カップルとの法的権利の平等を保障する同性パートナー制度を経て、2000年代以降の同性婚の実現へと歩みを進めた（赤杉ほか2004）。アメリカでは、強いキリスト教勢力との綱引きの中で州レベルでの同性婚は連邦レベルで婚姻防衛法という反発を招くが（Chauncey 2004=2006:111）、2013年に連邦最高裁から違憲判決を得るに至っている。アジアでは、タイ議会で同性パートナー制度の導入が宙吊りになる間に、2019年に台湾が裁判所の強い主導で同性婚を制定したのに対して、日本では2015年に渋谷区・世田谷区で自治体レベルでの同性パートナー制度が導入されると全国に広がり、2022年中に東京都での導入に向けた検討に入ったとの報道がなされた。実現されれば、国政レベルの同性パートナー制度はないものの、自治体レベルとはいえ日本の人口の約5割がカバーされるところまで来ている（Huffpost 2021/12/8）。

これに対して、異性婚であれ同性婚であれ、結婚制度においてそもそも性愛関係を特別なものとして扱うことの是非も議論されてきた。たとえば、V・レーアは、結婚がある関係を他の関係に比して優遇する以上、結婚制度は差別的なものしかありえない難じている（Lehr 1999）ほか、E・ブレイクは、排他的な一対の性愛関係が他の関係に比べて普遍的に価値づけられ優先されるべきことを性愛規範性（amato-normativity）と呼び、同性婚も含めた排他的な性愛関係のみを対象とする限り結婚は正当化できないことを論じている（Brake 2012=2019）。

そこで本稿では、こうした性愛関係を特権化する結婚制度にとって矛盾含みの実践として、近年注目されている、性愛なき「友情結婚」に着目することで、日本の皆婚規範・性愛規範・子を持つべきとする規範との関係から、友情結婚が求められる背景を明らかにしたい。具体的には、同性婚をめぐる性愛規範と結婚の正当性の議論を経て、日本の結婚と性愛規範を含む情緒性に関する研究を概観し、友情結婚についての近年の状況と先行する議論を確認したあと（2節）、結婚概念を性愛との関係で整理する中に友情結婚を位置づけつつ、日本における友情結婚仲介事業スタッフに対する聞き取り調査の概要を説明し（3節）、録音・文字起こしデータを用いて友情結婚事業の概要、友情結婚を求める人の特徴と分類、なぜ結婚しなければいけないのか、なぜ「友情」なのかという視点から分析を行ったうえで（4節）、日本型友情結婚の特徴と功罪について議論していく（5節）。

2. 先行研究：結婚にとって性愛とは何か

2.1 結婚と性愛関係

異性間の結婚が制度化されている限り同性婚もまた平等に制度化されるべきことが当然だとしても、そもそも結婚とは何であり／どのようなものであるべきかについての議論は常に開かれている。たとえば、フェミニスト法哲学者M・ファインマンは、異性婚のもとで配偶者に与えられてきた特権を非異性愛関係にまで拡張することの困難を例に挙げながら、性愛関係の自由とケア関係の保護を両立するためには、法的婚姻を廃止し、従来性愛関係を保護することで間接的に支援・保護してきたケア関係（母子対）を、直接にプライバシー保護と支援の対象とすべきことを論じている（Fineman1995=2003）。関連して、ゲイ・スタディーズの内部からも、同性婚を目指す運動の中で、同性愛者のコミュニティが紡いできた多層的で非排他的な親密性やケア関係が脅かされてしまうことの危惧も表明

されている（Weston 1995; 志田 2009）。

こうした議論が照準するのは、性愛関係を他の関係よりも個人と社会にとって価値あるものとみなし、性愛関係に優先して資源を分配すべきとする社会規範の存在である。たとえば、フェミニスト倫理学者E・ブレイクは、結婚と性愛の結びつきが歴史的・文化的なものであり、単婚的な性愛関係を特権化する結婚制度は性愛規範的（amatonormative）なものである以上、道徳的・政治的に正当化できないと難じている。具体的には、シェアハウスや成人間のケア・ネットワークといった非性愛的なケア関係や、ポリアモリーのような多元的な性愛関係を例に挙げながら、ブレイクは排他的な性愛関係だけが特定の価値や徳、成長をもたらすわけでもなく、また、必ずもたらすわけでもないにもかかわらず特権的に制度化することは、現に機能している多様な成人間のケア関係を排除し抑圧する点でも、性愛関係内部の暴力や支配を不可視化する点でも問題があると指摘する（Brake 2012=2019）。

他方で、こうした倫理学・政治哲学的議論と呼応するように、イギリスを中心とした家族研究や親密性研究といった経験的研究の文脈でも、従来のように性愛関係と血縁関係を中心とした家族だけに着目することは、後期近代におけるより広範に渡る私的関係を適切に把握することができないという反省が広がっている。たとえば、A・ギデンズは、再帰的近代における自己の構築にとって中心的な役割を担う親密性として、ゲイ・カップルの性的親密性をモデルとし、経済や子どもといった制度的利害から離れた「純粋な関係性（pure relationship）」を概念化した（Giddens 1992=1995）。こうしたギデンズの「純粋な関係性」概念の実証性の乏しさとジェンダー不平等の隠蔽効果を指摘するL・ジェミソンは、親密性の通文化的定義は存在しないしながらも、性愛関係よりも広く「人々の間の近しさの質と、それを構築する過程」と定義し「親密な関係は性的である必要はなく、身体的性的接触は親密性なしでも生じうる」としている（Jamieson 2011）。同様に、性愛よりも広い友情を基礎として広がる新しい社会的紐帯についての議論を展開するD・チャンバースは、選択性・対等性・相互信頼といった友人関係の特質が、従来の性愛関係や血縁関係を相互浸透的に補い刷新する役割を果たしていることを論じている（Chambers 1999=2015）。たとえばまた、C・スマートは、フェミニズム研究やクィア研究による絶え間ない批判に晒されるなかで記述概念としての「家族」の規範性が問題化された歴史を紐解き、「世帯」や「親密性」といったより中立的な用語が模索されてきたことを踏まえて、伝統的な意味での家族のみならず再構築された親族ネットワークや友人関係のような新しい家族形態も含むものとして「家族」の代わりに「私的生活（personal life）」ないし「私的関係（personal relationship）」として対象化する傾向を紹介している（Smart 2007: Chapter 1, Section 4, para. 2）。

2.2 日本における結婚と性愛の結びつき

これに対して、日本における私的生活と私的関係は、依然として結婚の中の性愛関係と家族関係に強く係留されているようにも見える。たとえば、石田光規によれば、日本でも血縁・婚姻から離れた自由で新しい選択的関係がもてはやされるものの、選択の度合いが低い家族・親族からのサポートは突出しており、4割以上の人は家族・親族以外のサポート源を持たないため、事実上家族による支援がなくなると何の支援もなくなるという。とりわけ日本の男性の情緒的サポートはほぼ結婚の中に限定されており、男性は結局のところ結婚することでしか情緒的に支えられない現実を諦観を込めて指摘している（石田 2011:3-4章）。

ただし、こうした結婚への規範の背後には、依然として女性の社会進出が抑制され、子育ての社会化が進まないために、とりわけ女性は結婚して子供を持つことでしか社会的承認と生活保障を得にくい日本の制度配置があることにも注意を払う必要がある。たとえば、「婚活」概念を世に出した山田昌弘は、近代社会とは「結婚しないと生活上・心理上とも生きにくくなる」結婚不可欠社会として始まり、欧米が「結婚しなくとも経済的・心理的に幸せに生活ができる」結婚不要社会に舵を切ったのに対して、日本は今も「制度的・意識的には結婚不可欠社会であるのに、結婚したくてもできにくくなっている」結婚困難社会であると分析している（山田 2019:4）。具体的には、日本人が近代的結婚に固執する理由として、結婚が社会システムに組み込まれているという制度、結婚によって永続的な保証が手に入るはずという観念、世間体を気にする社会意識を挙げている（山田 2019:165-176）。恋愛に焚きつけられ

ながらも、人々が今なお結婚にこだわるのは、結婚することが有利・便利であり逆に結婚しないことが不利・不便であるどころか承認と生存を脅かすような制度的状況が、今なお継続しているからもある。

さらに、こうした制度的状況は、「誰もが結婚するべき」という皆婚規範と「結婚したら子どもを持つべき」という結婚後親なり規範と組み合わさることで、子どもを望む未婚者を結婚へと駆り立てている。たとえば、結婚と出産に関する4か国（フランス／スウェーデン／イギリス）間の国際比較調査を見てみると、確かに日本での「結婚は必ずするべきだ」という強い皆婚規範意識は9%（仏5.9%／典4.6%／英10.6%）とイギリスに次いで高い程度だが、「結婚はした方がよい」という結婚推奨意識は56.5%とずば抜けて高い（仏23.9%／典22.1／英22.1%）（内閣府2016:28-9）。さらに、「婚外子に抵抗感が大きいにある」割合は12.3%（仏0.7%／典0.6%／英1.8%）と極めて高く、「婚外子に抵抗感が全くない」割合は22.4%（仏78.0%／典95.9%／英81.9%）と非常に低い。なお、未婚者に限ると、第15回出生動向基本調査によれば、「結婚したら、子どもを持つべきだ」という結婚後の親なり規範に、男性の75%、女性の67%が賛成している（国立社会保障・人口問題研究所2017:87）。つまり、結婚するかしないかは個人の自由だとしても、もし結婚せずに子どもを持つとすれば「大きな抵抗感」に直面し、逆に、結婚して子どもを持つことが社会的に（制度的利害を伴って）推奨されていることになる。

加えて、日本における結婚と性愛は、その力点を移しながらも依然として強く結びついているという指摘もある。具体的には、谷本奈穂・渡邊大輔は、近代に誕生した結婚・恋愛・性を不可分一体とみなす規範（ロマンティック・ラブ）の現代的な解体や揺らぎという従来の説明を全国調査データから検証する中で、1990年代以降少なくとも意識の上では、若年女性を中心に恋愛の結婚からの解放が進んだ（恋愛は結婚につながらなくてもよい）ものの、依然として結婚は恋愛から解放されない（結婚には恋愛がなくてはならない）ままであると主張している（谷本・渡邊2019:64-5）。すなわち、結婚するかしないかは個人の自由であるといいながら、子どもを持つならば結婚する必要があり、結婚するならば恋愛する必要があるという形で、ロマンティック・ラブはその重心を移しながら現在も私たちを縛っているのである。

2.3 日本における友情結婚に関する研究

これに対して、1990年代から日本でも性愛に基づかない結婚形態として「友情結婚」が模索され、2010年代の終わり頃から書籍の出版やメディアでの露出を通じて関心を集めている。たとえば、1990年代からミクシィでの「友情結婚コミュ」、友情結婚掲示板「MILK」や、同性愛者の友情結婚を目指す見合い結婚パーティー「STEEZ」など、「友情結婚」の名のもとに非異性愛者の出会いを扱うオンライン・コミュニティが存在していた。一般に「友情結婚」とは、欧米から輸入された考え方として「恋愛感情のない異性同士による結婚」（MILK HP）と定義されている。掲示板の分類にもみられるように、典型的には恋愛関係と性関係を含まない結婚を指し、実際には、同性愛男性が同性パートナーを持ちながら（あるいは持たずに）性愛関係にない女性と法律婚するケースや、同性カップル二組男女4人が交差して2組の法律婚を行うケースが想定されていた。特に近年では、エッセイスト能町みね子が自らのゲイ男性との恋愛感情抜きの結婚の日常をつづった『結婚の奴』（能町2019）が話題を呼んだことも記憶に新しい。その後、友情結婚に関する一般書籍や電子書籍が出版され、友情結婚を扱う仲介事業者がメディアで取り上げられるなど注目を集めるようになっている。長らく少子化と関連して未婚化が問題となるなかで、性愛とセットであると考えられてきた結婚が、実際には性愛なしでも成り立つかかもしれないという考えが少しづつ存在感を増している。

この点、日本における結婚と性愛の間の緊張関係の表れとして友情結婚を直接に扱った専門的な研究・論文は存在しない。ただし、日本で初めての一般書『友情結婚という選択』のなかで、小川祐樹は10年以上セクシュアルマイノリティの友情結婚にかかわってきた自身の活動経験から、出会い・結婚の方法・家庭の築き方・子どもを持つには、といった友情結婚に至る段階ごとに、「ノーマルな結婚」との対比を描きながら実践的なアドバイスをまとめている（小川2019）。同様に、電子書籍専門の出版社から『友情結婚募集中』がDL販売され、こちらもおそらく友情結婚に関わる立場から書かれていると思われる解説・紹介調のものであるが、LGBTのみならずシングルマザーとシング

ルファザーの非性愛的結婚なども含みつつ、「親を安心させられる」「自分の生き方（セクシュアリティ）を曲げない」「信頼できるパートナー」ととの間の新しい結婚として友情結婚を紹介している（新結婚様式研究所 2021）。総じて友情結婚は、性的に親密な男女一対の自然な結婚を通じて自然に子供を産み育てるべきとする「ジェンダーファミリー」（牟田 2006:7）から零れ落ちる同性愛者やひとり親が、男女一対という結婚制度の条件を逆手にとった生存戦略の一種として位置づけられる。

しかし、こうした友情結婚に関する情報は、当事者に近い立場から書かれている点で極めて有益な反面、執筆者の匿名性も相俟って出所が明らかでない点や、専門的な手続きに基づかないため情報の信頼性と一般化可能性が検証されていないという点で、学術的には扱いにくいという問題も抱えてもいる。

そこで、本稿では性愛なき「友情結婚」研究の端緒として、友情結婚仲介事業者に対する聞き取り調査を通じて、どのような人が／なぜ性関係や恋愛関係と切り離された結婚を望むのかを検討することで、日本における結婚と性愛をめぐる規範の関係を間接的にではあるが実証的に明らかにしたい。というのも、もし日本の「友情結婚」が性愛関係ではない情緒性によって性愛規範を乗り越えようとするものであれば、日本における結婚と性愛の強い結びつきを攪乱・相対化する重要な実践として位置づけられる可能性があるからである。

3. 調査概要：友情結婚事業者に対する聞き取り調査

3.1 結婚概念の整理と友情結婚：

調査概要に入る前に、関連概念を整理したうえで友情結婚を位置づけておく必要があるだろう。ここで、友情結婚とは「性愛を基礎としない法律婚」と定義できるが、性と愛の関係や結婚の目的を巡って一定の幅を持っている（表1）。具体的には、性関係と恋愛関係の双方を含む性愛結婚¹⁾、性関係はないが恋愛関係を含む純愛結婚²⁾と呼ぶとすると、性関係と恋愛関係の双方を欠くものとして友情結婚を位置づけることができる。逆にいえば、性関係か恋愛関係かのどちらかを含むならば友情結婚ではない。加えて、本稿で扱う友情結婚は、あくまでも結婚時点での関係や目的を念頭に置いている。通常の性愛結婚夫婦であっても、数年で性関係もなくなり恋愛関係も冷めるケースは珍しくないが、こうした後に（良い意味で）枯れた夫婦であっても端緒において友情結婚でない場合は、友情結婚とは呼ばれないため、本稿の定義でもこれを踏襲する。なお、ここでいう結婚は同棲や事実婚、同性パートナー登録カップルを含まず、法律婚に限定している。

他方で、同じく性関係と恋愛関係を含まないとしても、友情結婚はいわゆる偽装結婚や、「籍だけ婚」「シェア婚」と呼ばれる契約結婚などの婚姻実態がない結婚とは、連続しながらも一応区別される。もちろん、友情結婚の一部は何らかの意味で周囲に結婚を偽装する側面を持つ（後述）ため、両者を区別することはそれほど容易ではない。しかし、たとえば、結婚の目的が永住権や国籍取得といった場合には偽装結婚に接近するが、偽装の目的が共同生活・子育て・何らかの情緒的繋がりといった家族類似のもの³⁾であれば、友情結婚に接近することになる。同様に、結婚生活一般におけるような相互利益を超える一方的な金銭が結婚自体の対価となっている場合、やはり偽装結婚に接近することになる。

表1 法律婚を前提とした友情結婚の定義と隣接概念

	性関係	恋愛関係	家族的目的
性愛結婚	○	○	○
純愛結婚	×	○	○
友情結婚	×	×	○
契約結婚	×	×	×
偽装結婚	×	×	×

3.2 調査目的と方法・対象

本調査の目的は、新興の友情結婚仲介事業から間接的に観察できる現代日本の友情結婚ニーズから、日本における結婚と親密性をめぐる性愛規範の一端を明らかにすることである。対象となるのは、友情結婚の相談・仲介を行う事業者 X で、2010 年代中ごろから準備期間を経て有料会員化したあと数年で事業を軌道に乗せ、都内の結婚仲介事業者として、精力的な展開を行っている。申し込みは個人単位でセクシュアリティは問わないが、同性カップル同士 4 人 2 組のマッチングは行っていない。これまでの友情結婚に関する相談実績は 1000 件以上、入会実績は 400 件以上、成婚実績は 140 件（70 組）以上となっている。後述するが、事業者 X による仲介には、一般的な結婚仲介事業と同じ程度の費用が掛かるため、これだけの費用を払ってでも友情結婚をしたい、既存のオンライン・フォーラムやネット掲示板・お見合いパーティーなどを用いて自力では友情結婚の相手を探せない層に顧客が絞られることを意味しており、これがそのまま本稿で扱う対象の偏りにもなっている。

調査方法は、都内の友情結婚仲介事業者 X のスタッフ 4 名に対する聞き取り調査であり、許可を得て IC レコーダーに録音したものを、匿名化して文字起こししたテキストをデータとして用いた。具体的には、事業者 X にメールで協力を依頼し、4 日間で 4 名に対して各 90 分程度の聞き取りを行った。この点、友情結婚当事者ではなく仲介事業者を対象としたのは、日本で友情結婚の事例はまだ少くまずは概要を把握したいという消極的理由と、事業者にアプローチすることで友情結婚に至ったケースのみならず入会に至らなかったケースや成婚に至らなかったケースなど友情結婚に対するニーズを広く扱うことができるとう積極的な理由からである。さらに、対象者には顧客個々人に対する守秘義務があるため、聞き取りの段階で顧客の個人情報については尋ねず、あくまで一般論として匿名化・抽象化を求めていることに加えて、文字起こしに際しては重ねて抽象化・匿名化を行っている。

具体的な対象者は、事業者 X の立ち上げスタッフであり現在は主に入会相談を担当する A（女性・30 代）と、加入当初から成婚者の連携などを担当する B（男性・40 代）、マッチング・相談担当の C（女性・30 代）、および、新たに入会相談担当に加わった D（女性・30 代）の 4 名である（表 2）。特に本稿では、友情結婚を求めて面談に訪れる男女の特徴とニーズを明らかにするために、入会相談担当の A と D のデータを主に用いたうえで、B や C のデータから補うという方法をとっている。

質問項目は、事業者 X の事業概要に関する質問群と、事業の中で対象者が考える友情結婚を望む男女が抱えるニーズの種類に関する質問群を基軸とし、必要に応じて掘り下げて聞く半構造化インタビュー法を用いた。具体的には、前者として「応募から成婚に至る友情結婚のステップ」「入会相談で入会に至らないケース」「マッチング・相談の苦労」など、また、後者として「なぜ性愛結婚ではないのか（セクシュアリティ）」「そもそも結婚したいのか」「なぜ契約結婚ではないのか」などを聞いた。なお、A と D の聞き取りはそれぞれ単独で行ったが、会議室の都合で B と C の聞き取りには A も同席し、必要に応じて記憶を突き合わせてもらう形を取った。

4. 分析：日本型友情結婚—性愛抜きに「普通に」結婚して子を持ちたい

4.1 事業者 X による友情結婚仲介事業の概要

概して X の事業内容は、専ら「友情結婚」を扱う、すなわち性愛関係を相手に求めない条件で結婚を望む人々か

表 2 調査対象者一覧（2021 年 12 月時点）

	年代	性自認	事業者内の担当	経験
A	30 代	女	入会相談	7 年
B	40 代	男	成婚者連携	7 年
C	40 代	女	マッチング・相談	7 年
D	30 代	女	入会相談・リサーチ	1 年

らの相談・仲介に応じるという点を除いて、一般的な性愛結婚の仲介事業と大きな違いはない。具体的には、1) ネット上のフォームから相談申し込みを受け、2) 対面／オンラインでの入会相談を経て入会を決定してもらい、3) 入会後に相談を通じて条件（子どもや同居の希望）や相性（時間の使い方や交流のあり方）に関する内容を聞き取り、4) これらの条件をもとにマッチングを行い、5) 両者が望めば事業者が設定した場所（レストランなど）での紹介（お見合い）に進み、6) そこから男女二人での話し合い期間に諸条件をすり合わせたあと、7) 両者が合意すれば成婚退会に至る（A・D）。入会後の紹介頻度は、個人の属性や求める条件によって大きな振れ幅があり、後述するように非同居希望／非子ども希望／地方居住といったケースはマッチングが難しく、年1人の場合もあれば、条件が合いやすければ月に2-3人と会う場合もあるという（A・D）。事業収入は、入会相談は無料だが、入会料（10万円程度）・月会費（1万円程度）・紹介料（5千円程度）・成婚料（30万円程度）となっており、通常の性愛結婚を扱う全国仲人連合会の参考料金表と大きくズレることはない⁴⁾。性愛結婚でないにもかかわらず、男性は年収によって、女性は見た目によって、成婚率が高くなる印象があるという（A・C）。性愛によらずとも生涯にわたるパートナーを探す以上は、服装の適切さや清潔感、感じのよさ、コミュニケーションが大きくものをいうのも、性愛結婚の場合と同様である（A・C）。

ただし、友情結婚仲介事業に特徴的なのは、4) 紹介のあと、恋愛結婚のように恋愛関係を涵養するフェーズを迂回して、5) 互いの条件をすり合わせる「話し合いフェーズ」に移るという点である。というのも、後述するように、友情結婚といっても両者の結婚と結婚生活についてのニーズにはかなりの幅があるため、成婚には条件の一一致（と妥協）が当然必要となる。たとえば、事業者Xでは、アメリカの婚前契約のフォーマットを参考にした「友情結婚話し合いシート」をベースに、「話し合いフェーズ」は3ヶ月を原則とするが、両者が望めば最大6ヶ月まで延長される（A）。内容は、「同居希望か／別居希望か」「寝室は別か」「夫婦の交流はどの程度か」といった同居・交流条件、「子どもを持つか」「持つとしたらどんな方法（シリジン法／人工授精／体外受精）か」「何人持つか」といった妊娠・出産・子育てに関する条件などが中心となる。こうした条件は、性愛結婚のもとでは、当然に同居し、当然にセックスを通じて妊娠し、当然に親密な交流を持つことが暗黙の了解となっているせいで、書面で婚前契約を交わさない限りは明示的に議論に登ることはない（ゆえにこうした条件に関するトラブルは表面化しにくい）のに対して、友情結婚においては結婚に至る調整プロセスの中核をなしている。

とりわけ、日本における友情結婚は、多くの場合それが友情結婚であることを周囲（親族・職場）に秘匿し、通常の性愛結婚を装って結婚生活を開始するため、避けられない実家・親族との交流や、仕事関係に対する情報管理に関する条件には、さらに慎重なすり合わせが必要となる。たとえば、話し合いシートには、「義実家との交際義務はどの程度か」「友人に紹介するか」といった社交に関する条件、「外に恋人がいてもいいか」「風俗に行ってもいいか」といった友情結婚の外での恋愛・性関係に関する項目などもある（A）。この点、詳細を事前に詰めることに抵抗を示す男性と、事前に合意しておきたい女性の綱引きなども行われるといい（A・D）、仲介事業者としては納得して成婚に進んでもらう意味でも、成婚後のトラブルを避ける意味でも、問題になりうる多くの項目を意識化して、最終的に合意に至らなくとも意識化する必要を感じている（A）。なお、通常の性愛結婚仲介事業においては、お見合いのあと「仮交際」から「本交際」へすすんだ時点で、他の会員もしくは異性との接触・お見合いは禁じられるのが通例であるのに対して、事業者Xにおいては「話し合いフェーズ」の最中にも、他の会員とのお見合いが禁止されない、どころか推奨されているという（A・D）。こうした交渉における非排他的・競合的な仕組みは、話し合いに応じなければ、候補者が他の相手と条件面で折り合ってしまう可能性を開くことで、合意に向けた調整や妥協を促しているようである。

反面、友情結婚の秘匿性によって、巷間に溢れる性愛結婚生活のイメージと比較すると、友情結婚のロールモデルがなくイメージを抱きにくいという問題を生じ、事業者はこの点に対応する必要に迫られている。この点、事業者Xでは、友情結婚経験者から直接話が聞きたいという会員には、協力を了承してくれた匿名の成婚者との面談の機会も設けている（B）。加えて、成婚退会後には会費の徴収はないものの、アフターサービスとして無料で成婚会員

限定の交流会（参加者6人～20人程度）を隔月で開催しており、夫婦で出席できる会のほか、夫だけ／妻だけが集まって交流できる時間を設けている（A・B）。こうした交流会には、たとえば「両親への挨拶はしたか」「式は挙げたか」「誓いのキスはしたか」といった友情結婚ゆえの悩みを成婚カップル同士が互いに相談できたり、子どもの持ち方といったデリケートなアドバイスを受けたりできるという利点もある（A・B）。実際にこうした成婚者の交流会に参加できるの主に成婚後であるものの、サポート体制の存在自体が友情結婚のイメージを持ちやすくし、不安を部分的に和らげていると思われる。

もちろん入会してもらわなければ収益にならないが、事業者Xはあらゆる申込みに対して相談・仲介を提供しているわけではなく、友情結婚とは呼べないニーズを持つ応募者に対しては事実上一定の制限をかけている。一方で、友情以上のものを求めすぎるケースは性愛なき結婚を求める他の会員を危険にさらす側面があり、明に暗に入会を断る必要が生じるという。たとえば、友情結婚とはいえた配偶者に性関係や恋愛「も」求めているようなケースや、同性愛者だが異性とのキス程度のスキンシップが必須と考えているケースでは、入会に至っていない（A）。同様にまた、「ポリアモリーを自称する」ケースも、配偶者には性愛関係を求めない限り当事者が合意すれば問題ないようにも思えるが、既存会員のニーズに照らしてマッチングの難しさを伝え、結果的に入会に至らなかったこともある（A）。他方で、配偶者に何も求めなさすぎるケースも、実際のマッチング上の困難と事業継続上の問題から入会が難しいという。たとえば「籍だけ入れてくれればいい」「精子だけくれればいい」「同居も子どもも一切の交流を望まない」といった要望は、契約結婚ひいては偽装結婚に接近しすぎるために敬遠される（A）。こうした要望は、会員全体の中で少数のためマッチングが難しいという実際的な理由だけでなく、友情結婚を違法な偽装結婚とみなす批判的言説から事業継続を守る自衛的な意味でも、受け入れが難しい（A）。

以上のように、結婚仲介事業として性愛結婚と多くの共通点を持ちながらも、友情結婚事業は「友情結婚」であることは秘匿されなければならないことに起因する特殊性を抱える一方で、性愛結婚とは異なり「恋愛への発展可能性を考慮しなくてもよい」という仲介上の効率性を備えているともいえる。実際、成婚率は2割ともいわれる結婚仲介事業の中でも、事業者Xの成婚率は3割以上と高い（A）。寄る辺ない恋愛的確信が訪れるのを待つ必要がなく、交渉によってしか成婚に至らないために、交渉が難航した際の切り替えもスムーズであるという。というのも、「現代における結婚の最大の障壁は、恋愛しなければならないこと」（A）だからである。

4.2 友情結婚を求めるのはどんな人々か：入会希望者のセクシュアリティ

次に、入会希望者の分類から、どのような人が友情結婚を求めているのか確認していく。結論を先取りすれば、少なくとも仲介事業者を通じて友情結婚相手を探す人の多くは、自らのセクシュアリティを隠したい／認められない同性愛男性と、性愛関係を望まない異性愛・無性愛・非性愛女性であった。なお、入会相談や入会後の相談に際して、セクシュアリティを明示的に尋ねているわけではないので、以下の分類は、本人の自己申告を除けば担当者による主観的・総合的な判断である。

1) 友情結婚を求める男性の類型

男性から見ていくと、同性愛者であることを公表しているような同性愛積極層（M1）からはほとんど希望がなく、中核を占めるのは同性愛を「公表したくない／認められない」同性愛消極層（M2）と、「性関係を持てない／持ちたくない」無性愛・性嫌悪層（M3）、そしてわずかに「排他的性愛関係を拒否する」同性愛・異性愛束縛忌避層（M4）である（表3）。以下、具体的に見ていく。

第一に、少なくとも同性のパートナーがいたり、周囲に同性愛をカムアウトしたりできる同性愛積極層（M1）は、友情仲介事業者とは一定の距離があるようである。「たまに来るんですが、ほんと少ない。男性会員が100人いたら1人在籍してるかしてないか」（A）程度だという。この点、事業化以前の草の根的な友情結婚市場に詳しいBによれば、こうした同性愛男性は、どの程度公にするかは別として、同性パートナーとの性愛的生活を中心に据えられるため、仲介事業を通じて異性との結婚を模索する必要がないからかもしれない推測している（B）。もっとも、

表3 セクシュアリティからみた友情結婚を求める理由と凡その割合（男性）

	割合
M1：「同性パートナーと夫婦的生活を求める」同性愛積極層	極少
M2：「公表したくない／認められない」同性愛消極層	7割
M3：「性関係を持てない／持ちたくない」無性愛・性嫌悪層	3割弱
M4：「排他的性愛関係を拒否する」同性愛・異性愛・両性愛束縛忌避層	少

現行法上は男性同性カップルの間で子供を育てることは容易ではなく、こうした層にも友情結婚のニーズは存在すると考えられるが、おそらく秘匿の必要が低ければ、相談・仲介事業を介さずにオープンに契約結婚・友情結婚の相手を探している可能性もある（B）。翻って、事業者の利用はむしろ秘匿の結果であり、秘匿の手段という側面と関わっていると思われる。

第二に、それゆえ友情結婚仲介事業を求める男性の大部分を占めるのは、同性愛を「公表できない／認められない」同性愛消極層（M2）であるという。多くは、社会的に「地位の高い」「堅い」男性で、周囲に自分が同性愛者であることを絶対に漏らせない／あるいは、自分が同性愛者であるとは断じて認められないと、信じているタイプが多いという（A・C）。あるいは特に消極的で、女性はもちろん男性とも恋愛経験や性経験がなく、専ら欲望レベルで同性愛者を自認していたり、漠然と異性に対する欲望を感じないことをもって消極的性自認をしていたりする層である（A・C）。その意味で、続く「性関係を持てない／持ちたくない」無性愛・性嫌悪のため性愛結婚拒否層（M3）ともゆるやかに連続している（A・B）。相談・マッチングにかかるCによれば、こうしたゲイ男性の中には、同性との性交経験はあっても、交際経験すなわち長期的で親密な関係を築いた経験がないまま、異性との結婚を目指そうとする難しさを抱える者もいるという（C）。

第三に、少し毛色が違うのが、同性愛・異性愛に限らず「排他的な性愛結婚拒否」層（M4）である。この中に一方で、「奔放に性関係を楽しみたいが、それとは別に異性と結婚して子供を持って体面を保ちたい」層があり、こうした層は結婚して子供を持つ異性との婚姻関係を確保したうえで、結婚の外部で自由な性関係を享受したいと考えている。他方で、「自分の時間や空間を誰かに邪魔されたくないが、対面を保つための異性との契約的な結婚を望む」層があり、こうした層は子供も欲しがらず、共同生活も望まずに、形式的な契約結婚に近いものを求める傾向があるという。もっとも、事業者Xではこうした層はかなり少数であり、ネットの世界は別として、「もう籍だけ入れたらOKですみたいなのは、わざわざ高いお金を払ってまでここでは活動しない」（A）ということなのかもしれません。

2) 友情結婚を求める女性の類型

他方で、女性について見ていくと、男性とは大きく異なり同性愛者よりも性に困難や嫌悪を抱える異性愛・無性愛・非性愛層が中核である。具体的には、男性の場合と同じく「同性パートナーと夫婦的生活を求める」同性愛積極層（F1）とは縁がなく、しかし男性では大半を占めた同性愛消極層（F2）は少数派であり、中核を占めるのは性行為に困難や忌避を抱える異性愛層（F3）であり、次いで無性愛層・非性愛層（F4）であった（表4）。

第一に、男性と同様、ある程度オープンな同性カップル関係にあるような同性愛積極層は、結婚仲介事業の顧客とはならない傾向にありそうだが、同性愛消極層も含め同性愛女性自体が少数派である。この点、同性愛女性は会員の中で常時2～3人と変わらないものの、後から増えてきた非同性愛女性の会員に押されて比率を下げているという。その理由について、Cは知人の例を挙げながら、同性愛女性は悩みながらも男性と付き合ったり結婚を意識したりすること含めて選択肢がある可能性があり、「[レズ]ビアンは一般的の結婚できちゃう人が多いのかもしれません。だから、普通に結婚して夫に隠して女の子と浮気している子はいるでしょうし、ネット界隈でも主婦レズや既婚のレズビアンという言葉で出会いを求める人は多いようです」と推測している。

第二に、代わりにボリュームゾーンは、異性との性関係に何らかの困難や問題を抱えている層である。たとえば、それまで恋愛交際の中で性行為を試みるも挿入がままならず、それが原因で別れを繰り返すうちにセックスが怖く

表4 セクシュアリティからみた友情結婚を求める理由（女性）

	割合
F1：「同性パートナーと夫婦的生活を求める」 同性愛積極層	極少
F2：「カムアウトできない」 同性愛消極層	1割
F3：「恋愛も性行為も試みたが性行為できない」 性行為困難異性愛層	4割
F4：「恋愛したくない／性行為はしたくない」 無性愛／非性愛層	5割

なり、「性行為できない自分には結婚も子どもも一生無理かもしれない」と絶望していたところに「友情結婚」を知り、最後の望みをかけて扉を叩いた（A）、性行為に困難を抱える異性愛層（F3）である。これと連続しつつ、恋愛ないし性行為、またはその両方を持ちたくないが、結婚して子供が欲しい非性愛層（F4）もまた、「性行為できなければ結婚できない」ことに悩みぬいて、友情結婚に最後の望みを託す。男性に対して女性の入会希望者は、入会相談でこれまでの失敗や苦悩を吐露して涙を流す女性も少なくないという（A）。

以上のように、友情結婚を求める男女とセクシュアリティの違いは、そもそも仲介事業を利用する際のフィルタリングの結果でもあると考えられるが、同時に社会と結婚における男女の位置づけの非対称性を色濃く反映しているとも考えられる。

4.3 それでも結婚する理由：「普通」と「パートナー」を求めて

では、まさに友情結婚を望む当事者が、何らかの形で性愛規範と異性愛規範による排除を経験しながら、にもかかわらず、性愛と結婚を切離してまで結婚という形態を望むのはなぜだろうか。というのも、何らかの理由で異性との性愛結婚が選べないとしても、とりわけ男性同性愛者がそれを自認したり公表したりできないとしても、たとえば恋愛関係以外のコミュニティで生きていくことや、生涯独身のままシェアハウスなど大規模なコミュニティで暮らすこと、容易とはいえないまでも生涯異性との性愛結婚を偽装して生きることと比べれば十分可能な選択肢に思えるからである。この点、先行研究で示されていたのと同様、たとえば、Aは入会相談での経験から、結婚への動機として「世間体」「キャリア」「親の安心（孫の顔）」を挙げる。同様に、入会後の相談を一手に引き受けるCもまた、外的な動機として「親を安心させたい、世間体、キャリアアップ」を挙げている。以下、順にみていく。

第一に、入会希望者のほとんどが「子供を授かる」ことを目的の一部として相談・仲介事業の扉をたたいているのは特筆すべきである。具体的には、男性であれば90%以上、女性であれば70%が「子どもが欲しい」ことを理由として友情結婚を求めており（A・D）、子どもを持つ動機の背後には、親に対する責務を含めて、様々なものを包含しているようである⁵⁾。また、子どもを育てるからには法律婚によって国や自体から得られる各種手当や税制上の優遇、私企業から得られる福利厚生なども無視できず（Chauncey 2004=2006:111-2, Brake 2012=2019:304-5）、法律婚をするからには現行法上は異性との結婚が必要になることも友情結婚への動機を支えている。関連して、子どもを産み育てるための友情結婚では、性愛結婚と同じくそれ以上に社会経済的条件がかかわってくる。たとえば、お見合い紹介の最低ラインとして、20代などの若さがない限り、

C：学歴が大卒以上。

A：年収が400万以下は、女の子はお断りしますね

とりわけ女性にとって、日本の制度配置において妊娠出産後も正規雇用を継続できるかは不透明であり、結婚して出産できるだけの収入の有る男性との結婚が必要となるからである。Cは「やっぱり女の人が働けなくなる時期を見据えると、結局経済的な部分は不安でしかない」として、学歴・収入に関するマッチングのシビアさは通常の性愛結婚と変わらないと説明する。

第二に、経済的な側面を除いても、未婚でいる限り社会から一人前だと思われず、結婚しなければ社会経済的に認められないという意味での「結婚による社会的承認」が未だ根強く、とりわけ地方では現在も大きな力を持っている。これは先行研究のなかの「世間体」とも関連するが、「キャリア（アップ）」という企業からの承認については掘り下げておく必要があるだろう。たとえば、Aは「大手の企業の人は皆さんおっしゃられますよね、キャリアに響くって」としたうえで、具体的なケースを伏せながらも、次のように説明する。

やっぱり「普通じゃない」って見られるのが嫌だっていうのはよくいいますね。あと、会社で「できない」未婚の上司とか先輩を見て「ああなたたくない」。自分が未婚で年取って、後輩たちに「あ、だから、未婚なのね」って思われたくないっていうとか（中略）やっぱりそういう方は「昔ながらの会社なので」とか、「ちょっと古い考えの会社なので」って（A）。

ここでいう「普通」であるためには普通に結婚して子供をもち家庭を構えることが必要であり、もしその「普通」に達しないならば、仕事上の評価や仕事の能力を支え基底的な能力の評価にまで関わるか、少なくとも仕事上のマイナスを解釈するための資源として用いられてしまうと、少なくとも信じられていることを示している。このように、非異性愛者も異性愛者同様に、「普通」であることの主要な条件として異性との結婚の圧力にさらされているともいえる。

第三に、翻って未婚のままでいることが同性愛者であることを推測させ、逆に、異性との結婚が異性愛者のシグナルとして機能するという「結婚による異性愛の証明」という側面も存在する。これも「世間体」の一側面といえる。たとえば、Aは入会相談での経験として、「やっぱりゲイの人は『ゲイなのかな？』って陰口たたかれてたくない」のに対して「結婚してたら、『もしかしてあの人ゲイだよね』『いや、結婚してるじゃん』『あ、じゃあゲイじゃないか』って言われると考えていると説明する。同様にまた、男性の例として「風俗に誘われて断るのがきついっていう。（中略）結婚してたら、奥さんいるから駄目って断れるという。いや、別にそれ奥さんいなくとも断つたらいじやんって普通だと思うと思うんですけど、ゲイだからこそ『断ったら、そうやって〔ゲイだと〕思われるんじゃないだろうかな』って思っちゃう」（A）という。もしそうだとすると、非異性愛者は異性愛者と同じく異性との結婚の圧力に晒されていることに加えて、未婚であり続ける限り異性愛者の証明に失敗し続けるという恐怖に駆られているということもできる。

第四に、親を安心させたとしても親は先に死ぬことになり、自分が結婚しなければ一生孤独なまま死ぬかもしれないという孤独への不安から、子どもを持つことと並んで生涯のパートナーとの長期的な関係を友情結婚に求めていく側面もある。たとえば、紹介に向けて条件を掘り下げていく中で、相談・マッチング担当のCは、「人生のパートナーが欲しい（中略）独り寂しい、不安だ、将来不安だとか、そういうところが一番多いかな」（C）といった形でパートナーへの希求を要約している。また、入会相談担当のAも「やっぱパートナーが欲しい。今後の人生考えると、ゲイとして男性パートナーを作つて生きていけないし、1人だと。親は、先に死ぬ。だから家族が欲しいっていう」と、親亡き後の人生を不安視する同性愛男性の悩みと向き合った経験を語っている。

以上のように、非異性愛者がそれでも結婚を求める背景には、先行研究で示されていた「自分の生き方（セクシュアリティ）を曲げない」「親を安心させられる」「信頼できるパートナー」といった動機と重なりながらも、結婚して子供を持つことによる社会的承認への期待と親への報恩、とりわけ、結婚によるキャリアの救済と、表裏にある結婚による異性愛者の証明、性愛的でなくとも生涯を共にするパートナーへの期待などが存在していた。もちろん、結婚しないことの公的・私的なスティグマは住む地域や企業規模などに大きく左右されるはずだが、非異性愛者がここまで結婚への圧力を感じていること、子どもや生涯のパートナーを持つためには結婚が不可欠であると考えていることから、少なくとも当事者の実感レベルでは依然として結婚への規範は強力に作用しており、「結婚しなくても幸せになれるこの時代に」⁶⁾といった現状認識はあまりに都市的で牧歌的にすぎるだろう。

4.4 単なる契約結婚以上の「友情」結婚の意味

最後に、性愛結婚を選べないとしても結婚の必要を感じている人が、なぜ単なる契約結婚ではなく契約以上の結婚を望むのかを検討していこう。上でも触れたように、友情結婚は定義上、性愛よりも条件の一致によって始まるという意味で本質的に契約的であり、周囲にそのことを偽装する必要がある程度に応じて偽装的であることを避けられない。それゆえ、契約結婚と友情結婚の境界は、夫婦が互いに求める情緒性の程度と評価に依存している。実際、事業者 X が友情結婚全体を偽装結婚として非難する声から事業を守るために、あからさまな契約結婚を意図的に扱わないようにしているとしても、事業者 X を訪ねる人々の中には夫婦の感情的かかわりを一切持たない純粋な契約結婚志向も存在していることを上で見てきた。しかし、少なくとも事業者 X が扱うケースの中には、それを友情と呼ぶべきかは別として、単なる契約結婚を超えた情緒的関係へのニーズと呼べるもの抽出することができる。

第一に、友情結婚を望む人のほとんどが子どもを持ち育てたいと考えていることに関連して、たとえ性愛関係でないとしても家庭的な情緒関係のもとで子どもを育てることが可能であり、場合によっては望ましいと考えられることは重要である。たとえば、事業者 X がかわった友情結婚のなかから、当初予定にはなかったが二人目を持つにいたった仲の良い友情結婚夫婦のケースや、女性同性カップルの一方が同性愛男性と成婚して同居し子供を育てる際にもう片方の女性も含めた 3 人が子育てに深くかかわるケース、逆に女性同性カップルの一方が同性愛男性と成婚したが二人の子供は女性同性カップルの下で育てられており、そこに男性が深くかかわり親密な関係を築いているケースなど⁷⁾ を挙げている（A）。

この点、友情結婚が子育てとそれに伴う情緒的関係において構造的に有利な点があるとも考えられる。たとえば、子どもは恋愛的な夫婦関係の下で育てられるべきという信念に基づく友情結婚批判に対して、A は友情結婚夫婦の子育て実態を踏まえて次のように反論する。

「好きじゃない夫婦の間に生まれる子どもは幸せですか」って言われることがあります。いや、私、絶対幸せと思って。っていうのが、子どもが欲しくて結婚してるので、大切にしないわけないじゃないですか。めちゃめちゃかわいいがる。それこそ恋愛結婚した夫婦で計画しなくてできた子どもが虐待されてる。友情結婚だと虐待とかそういうことは絶対ないんじゃないかなと。子供を望んで、逆に言えば、好きでもない相手と結婚するので（A）。

ここで対比されているのは、性愛の対象ではない人と結婚関係に入ってまで子どもを持ちたいと考えたカップルと、性愛関係の中で意図せず子どもを持ったカップルであり、少なくとも子どもへのコミットという点で、前者が後者に劣る理由がないことが論じられている。こうした、子育てを軸とした夫婦間の情緒性の重要性は、結婚に単なる契約関係以上のものが必要であり、翻って、夫婦にも契約関係以上のものを生み出す基盤になると考えられている。他にも、「子どもを育てるパートナー」（A）といった言葉で、子育てを基盤とした厚い情緒性の可能性に言及している。同様に、友情結婚を目指す過程において、女性に比べて性愛ではないにせよ恋愛的な関係を求めたがる（同性愛）男性へのアドバイスについて、D は次のように語る。

一般的の恋愛結婚でも一生好き好きなんてないと思う、冷めていったり。それよりもまず子どもを育てようとか、そっちが目的になってくるから、家族愛は絶対できると思うんですよね。絶対とは言えないか。ただ、できやすいと思うんですよね。だから男性の方も、家族愛っていう形で返していったら、それは愛だから。そんなには変わらないと私は思います（D）。

ここで D が語るのは、端緒において性愛であった関係であっても、それはやがて安定した家族愛に変化するものであり、だとすれば最初から性愛よりも子育てを目的とし積極的に家族愛を目指すことでも（方が）良い家族関係の構築ができるのではないかという洞察に基づいている。

第二に、仮に子どものことを置いても、少なくとも対外的・対親的に夫婦としてふるまわなければならない結婚相手には、単なる契約関係以上の親しさや信頼を求める側面もある。たとえば、事業者Xに求められているのは「ちゃんとした人。ちゃんと親に紹介できる人。会社に連れて行ける人。週に1回とか月に1回はちゃんとご飯一緒に食べる人。だから、籍だけ婚っていうのはうちには来ないですね。」(A)と説明している。これに対して、「もう籍だけ入れたらOKですみたいなのは、わざわざ高いお金払ってまでここでは活動しない。ネットの世界には結構いらっしゃいますね、籍だけ入れたらいいっていう。」(A)。この点、事業者Xを通じて友情結婚に至ったもの既に離婚に至ったケースも存在しており、離婚の原因になるトラブルの多くは事前に話し合っておかなかった条件や相性についてのものや、事前に話し合っていた条件の不一致や変化、現実との乖離などだという。たとえば、成婚退会した夫婦から聞いた相互の温度差に関するトラブルについて、次のように話している。

男性は週に1回は必ず一緒に食事を取りたかった。平日も仕事から帰ってきて、リビングとかで一緒にテレビ見たり、何気ない会話をしたかったと。奥さんはそんな、週に1回食事なんか必要ない。毎日別に会話の必要ない。どちらかといえば、ほんとルームシェアみたいな。ここもそう、その差です。男性はもうこっち〔友情〕をイメージしてたのに。(中略) 女性は結構こっち〔契約〕寄りだったんですよ (A)。

ここでルームシェアに例えられる時間の共有や交流の存在しない契約的な関係と、家族的とも形容できそうなリビングでの団欒や「何気ない会話」が契約を超える情緒的な関係として対置されている⁸⁾。

以上のように、友情結婚の名のもとに非性愛的な結婚を求める人々の多くが単なる契約結婚以上の関係性を求める背景には、子育てのためには性愛でなくとも何らかの情緒性が必要であり、また、子育てのためでなくとも生涯のパートナーとの間には契約以上の関係性が必要であると考えられているもちろん、事業担当者を通じた間接的なアプローチからは詳しく接近することは難しいが、生涯を共にし、共に子育てを担うためには、単なる契約関係では不十分であり、性愛でなくとも何らかの契約以上の情緒性が求められていることが伺える。

5. 議論：皆婚規範と親なり規範が性愛規範を上回るとき

友情結婚仲介事業者を通じて見えてくる範囲に限っていえば、日本の友情結婚は、確かにそれが性愛から自由な結婚であるとしても、むしろ「普通の」結婚からはじき出された人々がそれでも「普通の」結婚にたどり着くための最後の手段とでもいべきものだった。それは、一方で未だに結婚と社会的成熟を結びつけ未婚者を蔑み低く評価する日本社会の皆婚規範への対応であり、他方でとりわけ子どもを持つことが社会の正員資格と結び付けられる日本社会の親なり規範への迎合でもあった。そこには、恋愛して結婚することが「普通」でありセックスして子どもを持つことが「普通」であることに馴染めず／逃れようとしながらも、同時に「普通」からの逸脱を恐れ「普通」に見えるために周囲を偽って妥協する非異性愛者と異性愛者の姿があった。その意味では、本稿で見てきたような仲介事業を通じて模索される友情結婚は、日本における強力な皆婚規範と親なり規範が性愛規範に対して優先される場面として、「日本型友情結婚」とでも呼びうるものだろう。

もちろん理想は、性愛の対象が同性であっても「普通」に結婚できること、そもそも結婚しなくても半人前扱いされることなく「普通に」扱われること、子どもを持たなくとも租税やコミュニティを通じて「普通に」次世代に貢献できることかもしれない。それが可能になる日がくれば、彼／女らの多くはわざわざ友情結婚を選ぶ必要がないのかもしれない。しかし現在の日本の制度下では、もし友情結婚という選択肢がなければ、彼／女らは自分を貫くために社会から半人前として扱われ続けたかもれないし、それを避けて偽りの恋愛関係と望まない性関係を呑み下して性愛結婚に身を投じていたかもしれない。その意味で、日本型友情結婚は、現代の日本において支配的な性愛結婚に馴染めない者たちの私的生活にとって最良ではないかもしれないが次善の選択肢を与えてくれている。こ

の点、Aは同性愛者が自由に結婚したり手をつないで街を歩いたりできる海外の空気を引き合いに出しながら、「アメリカならこんな事業は成り立たないだろう」と笑う。

しかし同時に、性や恋愛に対する忌避や嫌悪から選んだ結果であれ、世間体や子どもを持ちたいがために妥協した結果であれ、こうした日本型友情結婚の実践は、社会に対して「もしかすると結婚は性愛によって始まる必要がないのかもしれない」「むしろ性愛によって始まらない方が良い面もあるかもしれない」という当たり前の、しかし、結婚と性愛の強い結びつきによって覆い隠されていた疑問を提起せずにおかしい。性愛を通じた結婚が当たり前となっている今でこそ、お見合いと同じく仲介事業者が介在する点で、友情結婚は「不自然」で「作為的」な印象を与えるかもしれない。しかし、ほんの数十年遡るだけで、見知らぬ男女が仲人を通じて娶されそれの大半が安定した生活の基盤を築いていたことに私たちは思い至る。もちろん過去の全てを美化するわけではないが、ますます過酷で競争的になっていく恋愛と結婚をめぐる競争に敗れ疲れ果て⁹⁾、性愛を捨ててまで結婚制度がもたらす利益と承認を求める人々が増えるとしたら、日本における結婚と性愛の強固な結びつきに一石が投じられる可能性もあるだろう。

本稿の意義は、これまで研究されてこなかった日本における友情結婚の一端を、性愛規範・皆婚規範・親なり規範との関係で実証的に検討した点である。本稿で得られた知見や可能性が、最終的には友情結婚当事者への聞き取り調査、事業者を通じたサーベイ調査等によって裏付けられる必要があるとしても、本稿はその重要な一步となるはずである。

謝辞

本研究は、盤研究（C）「友情結婚にみる未婚化社会の友人関係と恋愛関係についての基礎研究」（課題番号：21K01911）からの助成を受けています。また、今回のインタビュー調査にご協力いただいた事業者の方々に、この場を借りてお礼を申し述べさせていただきます。

注

- 1) 恋愛結婚はお見合い結婚との対比される用語であり、友情結婚が性関係と恋愛関係との距離によって定義される概念であることを強調するために、本稿では一般的な結婚を「性愛結婚」と呼称する。
- 2) 性関係（性行為）を含まないが恋愛関係を含む結婚を、さしあたり純愛結婚と呼んでおく。論理的には、性関係はあるが恋愛関係のない結婚（セフレ婚）を観念することはできるが、これは本稿の枠組みからは外れるため割愛した。
- 3) ここでいう家族類似の目的（家族的目的）とは、共同生活や子育てなどを含む家族実践とそれに伴う何らかの情緒性が結婚の目的の少なくとも一部となっている場合を広く指している。友情結婚を自認するカップルの中には、法律上の婚姻関係はあるが、たとえば子どもを持たないことや別居を選ぶ場合もあるため、結婚後の交流や心理的・情緒的繋がりの程度（およびその期待）のみが、単なる契約結婚と友情結婚を分かつ概念上の曖昧な分水嶺であると思われる。
- 4) ただし、たとえば全国仲人連合会の規定料金には、医者または歯科医師と成婚した場合のみ成婚料が20万円程度上乗せになる特例があるが、Xではそうした特例は設けていない。
- 5) 子どもを持ちたい理由として先行研究でも示されていたように、「親を安心させること」（A・C）が重要な位置を占めている。たとえ親が自分の時代における結婚の新たな意味や、自分のセクシュアリティを受け入れてくれることがなく、素朴に自分の異性愛的結婚と孫の誕生を心待ちにしているならば、それに報いる責務があると考えられていることは、日本における親子関係の特質と関連している可能性がある。
- 6) 2017年「ブレーン広告グランプリ」でグランプリに選ばれた結婚情報誌『ゼクシィ』のテレビCMのコピー「結婚しなくとも幸せになれるこの時代に、私は、あなたと結婚したいのです」より。『ゼクシィ』はその誕生以来、日本における婚産複合体（Brake 2012=2019:176）を代表する企業である。
- 7) 後ろ2例のように、同性カップルの一方との友情結婚は、必然的に同性カップルと友情結婚夫婦のトライアドを形成することになり、単純に子育てが夫婦二人の密室に閉じないことで、子育て資源の上でも相談面においても情緒的関係

にプラスの効果をもたらしている可能性もある。こうした夫婦二人を超える子育ての可能性については、牟田・岡野・丸山（2021）が詳しい。

- 8) 「単なるシェア」と貶められがちな共同生活関係においても、生活設備の共用・家計の共有・家事の協働を通じて、それなりに共同性と親密性の基盤となり得ることが指摘されている（久保田 2009）。この点は、繰り返し強調しておきたい。
- 9) 本稿では主題的に扱わなかったが、後期近代の恋愛をめぐる過酷な競争の社会的条件については、Illouz（2012=2022）を、日本の婚活をめぐる混迷と出口のなさについては山田（2019）を参照のこと。

参考文献

- 赤杉康伸・土屋ゆき・筒井真樹子編, 2004, 『同性パートナー——同性婚・DP法を知るために』社会批評社.
- Brake, Elizabeth, 2012, *Minimizing Marriage: Marriage, morality and the Law*, Oxford University Press (=2019, 久保田裕之監訳『最小の結婚——結婚をめぐる法と道徳』白澤社).
- Chambers, Deborah., 1999, *New Social Ties: Contemporary Connections in a Fragmented Society*, Palgrave Macmillan (=2015, 辻大介・久保田裕之・東園子・藤田智博訳, 『友情化する社会』岩波書店).
- Chauncey, George, 2004, *Why Marriage ?: The history shaping today's debate over gay equality*, Basic Books, New York (=2006, 上杉富之・村上隆則訳『同性婚——ゲイの権利をめぐるアメリカ現代史』明石書店).
- Fineman, M. A., 1995, *The Neutered Mother; The Sexual Family and Other Twentieth Century Tragedies*, Routledge (=2003, 上野千鶴子監訳, 速水葉子・梶田信子訳, 『「家族」積み過ぎた方舟——ポスト平等主義のフェミニズム法理論』学陽書房).
- Giddens, A., 1992, *The Transformation of Intimacy: Sexuality, Love and Eroticism in Modern Societies*, Polity Press (=1995, 松尾精文・松川昭子訳『親密性の変容——近代社会におけるセクシュアリティ・愛情・エロティシズム』而立書房).
- Illouz, Eva., 2012, *Why love hurts*, Polity Press (=2022 (予定), 久保田裕之訳『愛はなぜこんなにも苦しいのか——社会学的アプローチ』福村出版).
- 石田光規, 2011, 『孤立の社会学——無縁社会の処方箋』勁草書房.
- Jamieson, Lynn., 2011, “Intimacy as a Concept: Explaining Social Change in the Context of Globalisation or Another Form of Ethnocentrism?”, *Sociological Research Online*, 16 (4) 15. <<https://doi.org/10.5153/sro.2497>>.
- 国立社会保障・人口問題研究所, 2017, 『第15回出生動向基本調査』.
- 久保田裕之, 2009, 『他人と暮らす若者たち』集英社.
- Lehr, Valerie., 1999, *Queer Family Values: Debunking the Myth of the Nuclear Family*, Temple University Press.
- 牟田和恵・岡野八代・丸山里美, 2021, 『女性たちで子を産み育てるということ——精子提供による家族づくり』白澤社.
- 牟田和恵, 2006, 『ジェンダー家族を超えて——近現代の生／性の政治とフェミニズム』新曜社.
- 内閣府, 2016, 『平成27年度少子化社会に関する国際意識調査報告書』.
- 能町みね子, 2019, 『結婚の奴』平凡社.
- 小川祐樹, 2019, 『友情結婚という選択』幻冬舎 (自費出版).
- 志田哲之, 2009, 「同性婚批判」志田哲之・関修編『挑発するセクシュアリティ』新泉社 :133-167.
- 新結婚様式研究所, 2019, 『友情結婚募集中』BALA 出版 (Kindle 版電子書籍のみ).
- Smart, Carol, 2007 [Kindle 版], *Personal Life*, Polity Press [Kindle version: amazon.com].
- 谷本奈穂・渡邊大輔, 2019, 「ロマンティック・ラブ・イデオロギーとロマンティック・マリッジ・イデオロギー——変容と誕生」小林盾・川端健嗣編『変貌する恋愛と結婚——データで読む平成』新曜社 : pp48-70.
- Weston, Keith., 1995, *Families We Choose: Lesbians, Gays, Kinship*, New York, Columbia University Press.
- 山田昌弘, 2019, 『結婚不要社会』朝日新書.

参考ウェブサイト

日本初！ゲイ X レズビアン友情結婚お見合いサイト

<https://ameblo.jp/steezblog/> (2021/12/25 アクセス : 2013 年頃から更新停止)

友情結婚紹介サイト MILK

<https://www.milkjapan.com/> (2022/12/25 アクセス)

HUFFPOST 「東京都、2022 年度にパートナーシップ制度を導入へ 小池都知事「困り事の軽減に繋げたい」(2022/12/8 付)
https://www.huffingtonpost.jp/entry/story_jp_61afcc5fe4b0f76117b51cad (2021/12/25 アクセス)

くぼた ひろゆき 1976 年生まれ 日本大学文理学部社会学科教授

主な著書

『他人と暮らす若者たち』集英社新書、『家族を超える社会学』（共著）新曜社、『最小の結婚』（監訳）白澤社、『日常生活と政治』（共著）岩波書店